

# 監視カメラにおけるプライバシー問題

唐韵欣<sup>†1</sup>

本稿では、監視カメラとプライバシーの問題について、日本と中国の状況から検討する。

## The Privacy Issue on CCTV

TANG YUNXIN<sup>†1</sup>

I am focusing on the issue about CCTV and privacy in China and Japan.

### 研究概要

ICTの普及と監視カメラの質の向上につれ、公共の場における個人のプライバシー問題が深刻化する一方である。特に、顔認識システムや自動車登録番号識別システムなどと照合すれば、個人を特定し、移動ルートを追跡できる仕組みができていながらもかわらず、その利用範囲が不明であり、人々のプライバシー問題が十分に重要視されていない。

監視カメラは当初の目的として、安全保障、災害防止、犯罪捜査などが挙げられるが、実際日本を含む多くの国から、犯罪防止につながっていないという実験データを残している。また、その目的のために必要な範囲に限って情報が収集されているかどうかも疑問である。市民に安心感を与えたという側面から存在の合理性を認めたとしても、実際の運用方法に様々な問題が見られる。

肖像権や表現の自由の侵害が懸念される一方、最も注目すべき情報の取扱やそれにまつわるプライバシー問題が無視されつづけた。個人情報保護法が作成されてから、①利用目的の特定と制限（15条、16条）、②適正な取得とその際利用目的の通知・公表（17条、18条）、③安全管理措置（20条）、④第三者提供の制限（23条）、⑤開示、訂正、利用停止に関する請求への対応（24-27条）といった義務が民間の個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う場合には課せられているが、行政機関の保有する個人情報に対しては十分な監督が行われているとは言いがたい。監視カメラを対象とした具体的な法律もなく、地方自治体がガイドラインや条例を出しているのが現状である。

日本における「いわゆる肖像権」に関するリーディングケースを振り返ってみると、釜ヶ崎監視カメラ訴訟から、①目的の妥当性、②客観的かつ具体的な必要性、③設置状況の妥当性、④設置及び使用の有用性、⑤使用方法の相当

性という公権力が監視カメラを設置することが許容される要件がまとめられる（大阪地判1994年4月27日判時1515号116頁）。しかし、個人が設置した防犯カメラのデータについて、警察や各行政機関がどのようなルールに基づいて、開示を要求しているかどうかは疑問に思える。

そこで、監視カメラの有用性と個人のプライバシー保護のバランスを図るため、第三者機関による「監視の監視」という意見もある。今年の「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」には個人情報保護に関して、「第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保」という項目を取り入れた。一見明るい見通しではあるが、この第三者機関はあくまでも事業者と消費者を対象としたものであり、現在の検討では、公権力を監督の対象とするとはされていない。

パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱には匿名化技術に力を入れ、個人情報特定できない状況にすることによって、プライバシーを保護する傾向にあるが、監視カメラにおけるプライバシー問題を抜本的に解決するためには、公権力にも干渉できる第三者機関の成立や監視カメラの利用範囲と取扱ルールを定めた法律が必要になる。

中国も日本と同じく、地方ではある程度条例を出しているが、設置主体や場所、利用方法に関する法律は存在しない。2008年に上海の地下鉄職員が監視カメラで撮ったカップルのキス映像を勝手にアップロードした事件から、公共の場におけるプライバシー問題が懸念されるようになったが、解決しないまま、誰でも公共の場で監視カメラを設置できる状況に陥った。

技術の進歩に伴い、監視カメラの様々な応用も進んでいくと推測できる。今後さらなる複雑なプライバシー問題に備え、早急かつ明確の立法が不可欠である。

### 参考文献

- 1) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部『パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱』（平成26年6月24日）。
- 2) 西原博史編『監視カメラとプライバシー』（弘文堂、2009年）。
- 3) 星周一郎『防犯カメラと刑事手続』（弘文堂、2012年）。

<sup>†1</sup> 早稲田大学大学院国際情報通信研究科 小向研究室  
WASEDA University Graduate School of Global Information and  
Telecommunication Studies, KOMUKAI Laboratory.